

1次募集

【2025年度】がんばる中小企業の皆様へ

さぬき市中小企業等振興支援事業補助金のご案内

さぬき市では、市内のがんばる中小企業・小規模企業者の皆様を支援します。企業活動に伴う各種事業に対し、その経費の一部を補助します。

受付期間

令和7年4月15日から令和7年4月30日まで

※ 予算がなくなり次第終了します。

対象者

さぬき市内の中小企業及び小規模企業者

補助事業

特産品開発・改良／デザイン等活用／知的財産権取得／展示会・商談会出展／IT等活用／自社PRツール作成／創業／新規事業広告宣伝／人材育成／経営革新／新紙幣対応

補助率

補助対象事業費の3分の2以内

補助金額

裏面参照（各事業により上限額が異なります。）

申込方法

交付申請書(市HPよりダウンロード)に必要事項を記入の上、添付書類と合わせて下記の提出先まで提出してください。

※ 申請時の押印は不要です。

※ 必ず、事業着手前に提出してください。

※ 交付決定前の事業着手は対象外となります。

※ 同一年度に複数回申請することはできません。

※ 提出は、郵送又は持参可としますが、書類に不備がある場合は、申請を受理できない場合がありますので、ご留意ください。



★ 詳しくは、「さぬき市中小企業等振興支援事業補助金手引き」でご確認いただくか、下記問合せ先までご連絡ください。

■問合せ・提出先

さぬき市建設経済部商工観光課（〒769-2195 さぬき市志度5385番地8）

(TEL) 087-894-1114 (FAX) 087-894-3444 (E-mail) syokokanko@city.sanuki.lg.jp
(HP) https://www.city.sanuki.kagawa.jp/life/agriculture/cyusyo_hojyokin

さぬき市中小企業等振興支援事業補助金 補助対象事業一覧

補助対象事業			補助対象経費
No.	区分	内容	
1	特產品開発・改良	県内又は市内の地域資源を活用した特產品の新規開発、既存商品の改良など	専門家謝金、出張旅費、試作品作成に係る原材料費、機械装置リース料、委託費、印刷製本費、マーケティング調査費、広告宣伝費など
2	デザイン等活用	デザインの開発・改良等による、商品力向上、自社ブランドの構築など	専門家謝金、出張旅費、委託費、印刷製本費など
3	知的財産権取得	特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の取得に係る出願など	出願に要する経費
4	展示会・商談会出展	販路開拓を目的とした市外で開催される展示会・商談会への出展(販売が主目的のものを除く。)	出展経費、出張旅費、運搬費など
5	IT等活用	自社ホームページ等の作成又は変更、インターネットショップへの出店、開設、キャッシュレス決済端末の導入など	委託費、作成ソフト・マニュアル購入費、プロバイダー契約料、サーバー契約料、新規回線加入料、独自ドメイン取得料、インターネットショップ入会金など
6	自社PRツール作成	自社PRを目的とした会社案内、カタログ、パンフレット、看板、動画等の作成など(一時的又は簡易的なものを除く。)	PRツール作成に要するデザイン・動画制作委託費、印刷製本費など
7	創業	創業後1年以内における販路開拓に要する広告宣伝	広告宣伝費、出張旅費など
8	新規事業広告宣伝	新製品等のPR、新規事業に係る販路開拓に要する広告宣伝など(販売・事業開始後3年以内のものに限る。)	広告宣伝費、出張旅費など
9	人材育成	業務に関連する研修受講、資格新規取得など(普通自動車運転免許又は資格の更新を除く。)	受講料、講師謝金、受験料、出張旅費など
10	経営革新	経営革新に必要と認められる専門家の招へい、事業承継、SDGsに係る取組、6次産業化の取組、DX推進、BCPの策定、働き方改革に係る取組など(専門家の支援を受けて行う事業に限る。)	専門家謝金、研究経費(試作品製作に係る原材料費、機械装置リース料を含む。)、ソフトウェア購入費、委託費、出張旅費など
11	新紙幣対応	無人で金銭を收受する機器(自動券売機等)の改修又は更新	新紙幣の発行に伴い、現在事業の用に供している既存の自動券売機、現金收受機、つり銭機などの無人で金銭を收受する機器の改修又は更新に要する経費(金銭種別や真贋判定を行うユニットの交換等)

★全ての事業において、補助率は、補助対象経費（税抜）の2／3以内（千円未満切捨）とする。

★申請は、同一年度内において1事業者につき1回限りとする。